

Title	羊毛工業の発達とmerchant adventurers (四)
Sub Title	
Author	高木, 寿一
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1922
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.16, No.4 (1922. 4) ,p.538(106)- 546(114)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19220401-0106

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

羊毛工業の發達 Merchant Adventurers (四)

高木壽一

七

一五〇五年 Merchant Adventurers に對して與へられたる特權狀は、翌年 Governor 及 disputes の會議召集並に之れが處罰の權能を更に強大ならしむるを目的とする特權狀によりて置かれた。而して同年スペイン王 Philip が、其領地ニーデルランドに赴くの途次、不時の難によりて、英國に到るや、Henry 七世は此機會を逸せず、ニーデルランドに對するよりも、寧ろ英國にとりて極めて有利なる内容を有する所謂 Intercursus Malus なる新條約を締結せんとした。即ち一四九五年並に一四九九年の既存條約の確

認及、ニーデルランド各地に於ける貿易の自由(但し、Flanders に於ては小賣業をなすを得ず)並に將來の關稅賦課に關する規定等主として英國の利益を尊重したるものである。而も、本條約は更に不慮なる、Philip の死によりて遂に實施せらるるに到らざりしが、翌年、右條約に比して効果少き新條約締結せられ Merchant Adventurers は一五〇五年の特權狀の規定により Holland, Zealand, Brabant, Flanders に對し自由に貿易を營むを得ることとなつた。後二年にして英國は、Henry 七世の崩御により、商人的性質に富み、又英國國民の商業的利害を尊重すること歴代諸王に優れる、君主を失ふこととなつたのである。(Lucas: Beginnings of English Overseas Enterprise. p. 72-4. Macpherson: Annals of Commerce II. p. 28-9.) 而して、英國織物工業が十五世紀後期以來遂

げたる急速なる發達は外國貿易の繁榮にも明に認むるを得る。Henry 八世即位の一五〇九年に於て、英國毛織物輸出年額は 84789 Pieces に上り、英國人の手によりて輸出せられしもの、約 50000 Pieces、ハンザ商人によるもの、約 10000。其他の外國人によるもの約 17000 Pieces である。而して、羊毛輸出に Stapler 等が支拂ふ税額は實價の約三十三%なるに反し、英國人及ハンザ商人が毛織物輸出に當りて負擔する税額は實價の二%以下である。而も斯る小なる税額を以てして全關稅收入の二十四%を占むるに到りしに對し、羊毛輸出による關稅收入の割合は次第に減少して、二十三%を示すこととなつた。之に對照すべきは、一四二一年に於て、羊毛輸出稅收入が全關稅收入の七十四%を占めし事である。而して、Henry 八世の治世に於ける毛織物輸出並に羊毛輸出の増減の趨勢は大體次の

如くである

毛織物輸出の趨勢、(一五〇九年——一五四七年)

一五〇九—一三三年	八四七八九	Piece
一五二一—一三二年	九一三九四	"
一五三二—一三八年	一〇二六四七	"
一五三八—一四七年	一二二三五四	"
羊毛輸出の趨勢		
一五〇九—一三一年	八六二四	Sack
一五二一—一三〇年	四九五四	"
一五三〇—一三八年	三三六八	"
一五三八—一四七年	四九六三	"

斯くて、羊毛が、十五世紀前半に於て、輸出貨品の大宗たりし地位は遂に毛織物の代る所となつたのである。(Schanz: Englische Handels Politik II. p. 6. 14. 15. 18.)

十六世紀前半に於て外國貿易の發達と共に、

大商人の特種階級は益々其資力を増加するや、外國貿易より、小賣商人を除外せんとするの企ては屢々行はれた。例令 Mercer にして、Merchant Adventurers の一員たり、又アントワープに於ける Royal Agent となれる Sir Thomas Gresham の如きは入社金増額によりて Merchant Adventurers を更に鞏固なる基礎の上に築かんとした。即彼の意見によれば、入社金の減額は無經驗の商人をも入社せしむることとなり、其結果、英國商人並に英國商品の地位墜價を失墜せしむるを以て、一四九六年の入社金減額の如きは大なる失策と云ふべきであると。

Gresham は再び同社をして、ロンドン商人の獨占的なる團體に復歸せしめんと期したのである。彼は此目的を到達するを得ざりしも、數年ならずして彼の主張は、同社の入社金増額及小賣商人を社員より除外するの二要點に就て實現

て、前者に於けるを等しく少しも Merchant Adventurers of England の利益を害することなきものである。而して、以上二社と事情を異にするは、一五四七年設立の Merchant Adventurers of Newcastle-upon-Tyne にして、悉く Merchant Adventurers of England の社員を以て組織せらる。こゝは、Newcastle が England 最北の商業中心地にして北部地方の門戸をなし、北海に面してニールランド、獨逸方面との貿易をなし、且ロンドンと最も隔絶する等の特殊の事情の故を以て、特に勅令によりて設立せられしも、後者と同一の特權に出で、之を其支社なりと認むべきである。(Lucas: 前掲 p. 125-35)

而して、エリザベスが其治世の初年に於て發せし、Act for the shipping in English Bottoms. は、英國民にして、平時、外國船によりて貨物を輸送する者は外國人と同額の關稅を支拂ふべ

せらるることとなり、爾來 Merchant Adventurers の基本的原則たるに到つたのである。

斯く、大商人が小商人に對する排他的傾向の現象は Bristol に於ても亦、同じく認むる所である。(Lucas: 前掲 p. 74-6. Unwin: Industrial Organisation in 16th and 17th Centuries p. 77.)

一五五二年 Edward 六世の下に Merchant Venturers of Bristol 設立せられしも、同社は、其 Charter にも記するが如く、決して從來の所謂 Merchant Adventurers of England の利益を害するものでない。後者とは別個の獨立の團體にして、其商業區域も亦 Ireland, Scandinavia, Bordeaux, 及 Spain 方面にして、ニールランド、及獨逸の北方或は南方である。

同六〇年、エリザベス女王の治下に、設立せられし Merchant Adventurers of Exeter も、フランス及スペイン方面を其商業區域となすを以て、旨を規定したるに、特に Merchant Adventurers 及 Merchants of the Staple が各々、年一回、ロンドンより織物及羊毛を輸送する場合を除外例となしたるが如きは、英國の對ニールランド貿易を重視し、又、ロンドンの商業的地位の重要なを示すものである。十七世紀當初に於ても、全國諸港の貿易額の總計は尙、ロンドン一港の輸出入貿易額に達し得ないのである。

一五六四年、當時ニールランドとの紛擾により、同方面の貿易に従事するを得ざりし Merchant Adventurers に對し、更に北方、獨逸方面に其商業區域を擴張するを許し、又 Merchant Adventurers of England をして最も確定的の組織を與へ、自由に、入社金を増額し、小賣商人を除外し、其便宜とする諸規定を決定し得ることとなした。此 Charter によりて、北海に面する諸國との織物貿易に従事する全英國の大

商人を一團となし更に近世的基礎の上に築かんとしたのである。此目的の到達を更に補足するものは専ら社外商 *interloper* の同貿易に潜入するを嚴に禁ずる一五八六年の條令である。

而してエリザベス朝の初期に於て *Merchant Adventurers* が年二回、ニーデルランド方面に輸送する毛織物は年額十萬 *piece* に達し、其價格約七八十萬磅に上り、斯くて同貿易は十六世紀中葉より對スペイン戦争勃發に到る間に於て、繁榮の最高頂に達したるものである。(Lucas: 前掲 P. 77-83. P. 136)

而して Wheeler が一六〇一年に於て著せし *A Treatise of Commerce* に述ぶる所によれば、*Merchant Adventurers* は London, York, Norwich, Excester, Ipswich, Newcastle, Hull 等の大都市に於ける多數の資力と經驗とに富む、大商人より成り、其貿易區域は、フランスに於けるも論者の見る處によれば、英貨六十萬磅を下ることなかるべく、又其他各種の毛織物は少くも、四萬 *piece* にして其價格略々四十萬磅に達する。

即 *Merchant Adventurers* のみを以て其貿易額百萬磅に達し、多數の勞働者は之によりて職と多くの金錢を得、其他商人等の利益も僅少に非ず、更に運送業者、海員等の得る利益をも附加するを得るのである。之によりて、如何に *Merchant Adventurers* の貿易並に、同貿易の行はる地に於て受くる利益の大なるかを容易に推知し得べきである。(Wheeler: 同書 P. 19-23.)

而して更に彼が、英國商品の輸出を増加し、外國商品を極めて廉價に輸入するの利益なる題下、*Merchant Adventurers* は所謂 *well-ordered trade* により、海外市場に於ける英國商品の聲價を高め、外國商品を適當廉價に輸入し、單に英

る *Somme* 河口より、ドイツ海、*Scave* 河に到る間に於て、右の區域内に一二の都市を定めて *Mart town* と定め、其地に於て、英國品を販賣し、又其地に集合し來れる各國商人より外國品を購入する。

同社が専ら、*Antwerp* に存在せし、一五六〇年頃に於て、對英國貿易によりて生活する者、ニーデルランドに於て、六萬人餘に上り、同地方と貿易をなす他國よりの貨物の總べてを合するも尙、英國一國よりの貨物が同地方の人に與ふる所の職業の多きに及ばない。是、ニーデルランドに於ける諸侯が *Merchant Adventurers* に對して好感を有せし所以である。

同社の手によりて、輸出せらるるもの、少くも、*white cloth* 年額六萬 *piece*、其他各種の *coloured cloth* 及粗布の類である。右の *white cloth* 六萬 *pieces* の正確なる價格は算出し得ざ

國一般の富に貢獻し、同社の商人を利するのみならず又同方面の諸國並其人民の利益に寄與する所あるを主張する。曰く。理性の示し、又、人生に於ける最高の師たる經驗の教ふる所により、或物を提供して價格あり、價值あらしむるには、之を需めしむるべく、之を需むるに到らしめんには、多數の人々をして之を得んと願はしむるにある。而も多數の人々を誘引するの最良手段は集合するに便なるべき一定の場所を定め、其場所に於て、彼等が望み、必要とする物を得るのみならず、又同時に其地方に産し又豊富なる如き物資をも同所に齎らすのである。是 *Merchant Adventurers* が *mart town* の秩序並に制度を嚴にする所以である。

而して從來の經驗は内外に於て、若し、*Merchant Adventurers* に依る如き秩序ある貿易を廢して、私的、不規則なる、競争的貿易にして行は

れんか、英國商品は其販路を失し、從來よりも安價に賣らるゝに到るべきことを教ふ。

例令エリザベス即位の第二十九年に於て、織物製造に従事する Woolgrower, Clothier, Weavers 其他が、在來の利益並に職を失ひたるを嘆願し、之が救済の唯一の途は Merchant Adventurers の有する如き特權を廢して、全べて陛下の臣民並に其他の者をして自由に織物の購入、輸送等をなすを得せしむるにあるのみと主張した。而も之によりて、其窮境を改め得るのみならず、益々甚しきに到らんことを認められたのである。唯、之によりて利する所ある者は、陛下の敵たるハンザ商人あるのみ。彼等ハンザ商人の期する所は Merchant Adventurers 及其貿易を顛覆し、結局全英國の平和を攪亂せんとするの外、他事なきものである。故に吾人は全べて英帝國の愛護者並に陛下の忠勇なる臣民に對し、宜しく私心を

去り、嫉妬或は誤解等よりして、同社の瓦壞を計り、共同の敵たるハンザ商人を助くることなからんことを冀ふ。(Wheeler: 同書 p. 44-50) 既に記せる如く、十六世紀中葉に於て Merchant Adventurers による貿易は略々其繁榮の頂點に達した。茲に於て、今や翻て同貿易が其基礎を置く、英國織物工業の状態並に變遷を考察すべきである。

である。(Lipson: History of English Woolen Industry. p. 222) 而して、十五世紀後半より以後、織物工業の組織に起りし、四大變化は、織物關係の諸業が都市を去りて田舎に移りし事、之に伴ひて都市のギルドが其勢力を失ふに到りし事、織物業の地方的集中、及企業家なる新階級の發生等である。

十五世紀中葉に於ける英國織物主要産地を見れば、West Country 即 Somersetshire, Gloucestershire, Wiltshire 等の地方は全國毛織物の三分の一を産し、East Anglia 地方は四分の一、Yorkshire は八分の一を産出する。右の中織物産地の第一に位すべき County は Suffolk にして Somersetshire 之に次ぎ第三は Yorkshire 第四は Gloucestershire 第五は Wiltshire

し、容易に親方の地位に上ること不可能となり、journeyman なる階級は單に親方となるべき一過程たるの性質を失ひ永久的なる journeyman の階級を生ずることゝなつた。而して、之等の職人は、已むなく、都市内に於て、密かに其業に従事するよりも、寧ろ都市外に出で、ギルドの支配權の及ばざる地に移り、都市の商人の雇傭によりて其職を行ふことゝなつた。

織物關係の諸業が都市を去りて田舎に移りし事は元より、都市のクラフト、ギルドの支配を脱し諸々の金銭上の負擔を免がれんとせらるゝに出版ると共に又織物工業の急速なる發達に職由する。都市のギルドは極力織物製造の特權を其掌中に保持せんとし、舊來の特權を主張する。組合員數の制限により、其利益を大ならしめんとする獨占的傾向は次第に著しく、組合入會金は頗る巨額に達し、Masterpiece に多額の費用を要

都市の織物商人にとりては、織物業が都市にのみ局限せられずして、極めて廣く行はるゝは低廉なる勞働を増加し、又ギルドの諸種の束縛を脱するより其利益とする所にして、又田舎に住する織匠の生産物までも其手を通じて取引せらるゝに於ては其利益の源泉は更に増加するものである。斯くて都市に於ける工匠の得べき職の一部は田舎に居住する工匠によりて奪はれ、先きに商人階級の勃興により其勢力を殺がれた

るギルドは更に田舎居住の工匠との競争により其勢力を益々失墜することゝなつた。

而して、中央王權の擴大は益々都市の勢力を侵し國民經濟は都市經濟に代り特に Tudor によりて維持せられたる平和、秩序、統一政治は更に之を助長した。

各都市相互間に更に自由なる競争を生じ、特に有利なる條件を有する地方に於ては大規模の生産起り、其生産品は商人の手によりて全國に亘りて販布せられ、地方的工匠の生産品を市場より驅逐した。而してロンドン及海外に於て製造せらるゝ流行品は、極貧民の外、何人も之を行商人、地方商人等によりて、手にするを得ることゝなつた。

都市に於ける、クラフト、ギルドの衰微は商業の發達と並に尙更に多く、此工業の地方的集中に由るものである。

「貧困なる人々は、疾病のために、日常の勞働に従事することが出来ない人々である。」(Social Welfare Association, Grand Rapids, Mich., Poverty: A Preventable Social Waste, 1914) それ故に若し現在行はれてゐる方法を以て満足し、これ以上の何等の策をも講じないならば、所得の中斷のために勞働者が生活の上に偉大なる脅威を感じ、延ひては諸種の社會上の害悪が、過去に於けると同じく將來に於いても當然發生するを免れない。以下疾病のために幾何の損失が惹起され、また如何なる方法を以てこれに備へつゝあるかを論じて見やう。

一、疾病による賃銀の喪失は巨額に上る。

Rochester 市の疾病の調査の結果を見れば、一日二弗の割合として疾病のために一ヶ年に喪はれる賃銀額は、同市のみで百二十八萬八千弗に達してゐる。(Lee K. Frankel, "Community

而して十五世紀を通じて一大特徴たる資本使用の増加と織物市場の擴大とは、Clothier なる資本的企業家の新階級を發生せしめ、爾後毛織物生産の新組織に於ける中心となつた。(Ashley, Economic Organisation p. 92 Lipson 前掲 p. 223 Unwin: Industrial Organisation p. 48, 71, 86) (未完)

健康保險運動の基調 (二)

園 乾 治

三

米國に於ける健康保險運動の基調をなす第三の思想は、疾病のために喪失せらるゝ賃銀を保障するため、より有效なる方策を必要とするところである。

(Sickness Survey, "Dutchess County に於いては疾病の間に喪はれる賃銀額と、そのために必要なる醫療の失費とは、僅か六ヶ月に少くとも四十一萬二千弗に上ると云つてゐる。(State Charities Association, loc. cit.) 米國全土に於いて一弗半宛の賃銀額を喪ふものとすれば、一ヶ年に三億六千六百萬弗以上を喪ふことになる) American Association for Labor Legislation が計算し (American Labor Legislation Review, Jan. 1911) また Federal Commission on Industrial Relations では一日二弗として五億弗であると計算してゐる。

これだけの數字では十分信をおくに足りないやうに思ふものがあるかも知れない。けれども元來かゝる計算は到底事實を擧げて論ずることの出来ないものであつて、推算であるに止るのほゞふまでもない。自分には今この數字の出所